

子どもの**笑顔**を守るために
児童虐待の早期発見にご協力ください！



たかやまこ



子育て応援します✿

問合せ 子育て支援課 ☎ 35-3140

●「しつけ」と称する体罰も虐待に

虐待には、以下の種類があります。

- ・身体的虐待（殴る、たたくなどの行為）
- ・性的虐待（子どもへの性的行為など）
- ・ネグレクト（育児放棄など）
- ・心理的虐待（子どもの面前での暴力・暴言など）

保護者に全く自覚がなくても虐待になる場合がありますので、理解を深めることが重要です。

令和2年4月からは、児童虐待防止法の改正により、保護者による体罰が禁止されました。保護者が子どものしつけと称して行う体罰が虐待となることが明確となり、児童虐待防止に向けての体制が一層強化されました。

●児童虐待への対応

児童虐待への対応は、市（子ども発達支援センター）と児童相談所（飛驒子ども相談センター）がそれぞれの役割のもと、関係機関とともに連携・協働しながら対応しています。

ご存じですか？ヤングケアラー

下記のような大人が担うことを行っている子どものことをいいます。子どもらしい暮らしができずに辛い思いをしているヤングケアラーについては、子育て支援課までご相談ください。



障がいや病気のある家族に変わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している

参考：© 一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration: Izumi Shiga (抜粋)

●要保護児童対策地域協議会の活動

市では、児童虐待などで保護を必要とする児童に対し支援を行う、要保護児童等対策地域協議会（以下「要対協」）を設置しています。要対協では、保護や支援を必要とする児童や妊婦、障がい児の支援を行っています。すべての子どもが安全安心に暮らせる地域を目指し活動しています。

●児童虐待の早期発見・早期支援に向けて

児童虐待やヤングケアラーなどを早期発見・支援するためには、要対協の活動だけでなく、地域で子どもを見守り、支える取り組みが重要です。

児童虐待を発見した場合は、通告する義務が規定（児童福祉法第25条）されています。虐待?と疑いを持ったら、迷わず下記通報先へご連絡ください。

通報先

- 子ども発達支援センター（要対協事務局）
☎ 35-3179（平日）、32-3333（夜間、休日）
- 飛驒子ども相談センター ☎ 32-0594
- 全国共通ダイヤル ☎ 189（いちはやく）
- 高山警察署 ☎ 110

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

児童一人当たり一律5万円

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親世帯に特に大きな困難が生じていることを踏まえ、特別給付金を支給します（すでに受給している方を除く）。

※ひとり親世帯分、ひとり親世帯以外分を対象条件が異なります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 子育て支援課 ☎ 35-3140

児童扶養手当現況届の受付が始まります

児童扶養手当は、父子、母子家庭などの生活の安定と自立を助け、子どもの健やかな成長のために支給されます。

手当を受けるためには、市へ申請する必要があります（所得制限あり）。現在、手当を受給されている方には、「現況届」の案内を送りますので、8月31日(火)までに手続きください。

問合せ 子育て支援課 ☎ 35-3140

